

内閣参質一七三第一〇〇号

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長江田五月殿

参議院議員山本香苗君提出発達障害やその他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアディアデイジーテクノロジー教科書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本香苗君提出発達障害やその他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデイジーテクノロジー教科書に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、発達障害等のある児童生徒が教科の学習における困難を克服し、十分な教育を受けることができるよう、教材等の学習環境の整備を進めることが重要な課題であると認識しており、本年度から、発達障害等のある児童生徒の障害の特性に応じた教科用特定図書等（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する教科用特定図書等をいう。）の在り方等に関する実証的な調査研究（以下「調査研究」という。）を行っているところである。いわゆるマルチメディアデイジーテクノロジー教科書（以下「デイジーテクノロジー教科書」という。）についても、調査研究の中でその教育効果等を検証しているところであり、お尋ねの評価については、調査研究の結果等を踏まえて行うこととしている。

二について

デイジーテクノロジー教科書については、現在、調査研究の中でその教育効果等を検証している段階にあり、また、現

時点における学校での使用実態にも照らし、無償給与の対象とはしていない。

### 三及び四について

文部科学省としては、現在、法第五条第一項の規定に基づき、デイジイ教材の発行を予定している団体に對して、検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供を行つてあるところであるが、御指摘の無償給与及び提供体制の整備については、今後、調査研究の結果等を踏まえ、検討してまいりたい。